

平成21年 8月 31日  
株式会社七十七銀行

## 「国税のダイレクト方式電子納税」の取扱開始について

株式会社七十七銀行（頭取 鎌田 宏）では、平成21年9月1日から開始される国税庁の「国税のダイレクト方式電子納税」の取扱を開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 概要

「国税のダイレクト方式電子納税」（ダイレクト納付）は、あらかじめ住所地等を所轄する税務署に届出等を行ったお客さま（納税者）が、国税庁のサイト（e-Tax）から電子申告等を行うことにより、即時に、またはあらかじめ指定した期日に、届出をした預金口座から口座振替により納税が行える電子納税方法です。

#### 2. 内容

##### (1) ご利用いただける国税

電子申告等が可能な税目（源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税）が対象となります。

##### (2) ご利用いただける口座

お客さま（納税者）名義の普通預金、当座預金または納税準備預金とし、お一人につき1口座とさせていただきます。

##### (3) ご利用時間

平 日	8：30～21：00
土・日・祝日	—

※但し、国税庁のサイト（e-Tax）のご利用時間については、機器のメンテナンス等により、予告なく変更、休止等が行われる場合がありますので、必ずe-Taxのホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）で運転状況の確認を行ってください。

##### (4) 領収証書の発行

国税庁との取決めにより領収証書の発行はいたしません。

##### (5) ご利用開始日

平成21年9月1日（火）

### 3. お客さまのメリット

- (1) 金融機関や税務署に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納税が可能です。
- (2) 金融機関とのインターネットバンキングの契約が不要です。
- (3) 即時に、または期日を指定して納税することが可能です。
- (4) 税理士等が納税者に代わって納付手続を行うことが可能です。

### 4. ご利用開始までの流れ

#### (1) e-Tax利用開始のお手続

ダイレクト納付を利用するには、e-Tax利用開始の手続をe-Taxのホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) から行う必要があります。

#### (2) ダイレクト納付利用届出書のご提出

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(ダイレクト納付利用届出書)を作成し、住所地等を管轄する税務署へ書面でご提出ください。

注. 「ダイレクト納付届出書」は、国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) または税務署窓口で入手できます。

#### (3) ダイレクト利用可能のお知らせ

「ダイレクト納付届出書」にもとづき、税務署・金融機関で登録手続が完了すると、「ダイレクト納付登録完了通知」がe-Taxのメッセージボックスに格納され、ご利用が可能となります。

注. ダイレクト納付届出書の提出からご利用可能となるまで1ヵ月程度かかります。

以 上